

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 参加委員紹介
- 4 会長及び副会長選出
- 5 旭川市いじめ防止等連絡協議会の運営等について

6 議事

(1) 議題1 令和2年度のいじめの状況等について

※事務局から、令和2年度の旭川市のいじめの状況等について説明

(会長)

- ・本市で認知されたいじめの態様別の件数については、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が小学校、中学校共に大半を占めていたとのことだが、国・北海道においても同様の傾向である。
- ・いじめの認知件数は、必ずしも実態をそのまま反映しているものではない場合があり、いじめの芽や潜在的ないじめがある可能性がある。
- ・いじめの発見については、保護者からの訴えと児童生徒のアンケートがきっかけになることが大部分であり、自分から直接相談できるケースは少ないとのことだが、実態としてはいかがか。

(委員)

- ・全ての小学校において、児童へのアンケート調査の結果を踏まえ、その後に教育相談週間を設定する取組を年2回実施しており、それに加えて、頻度は学校規模によるが、毎月1回程度、学級担任が学級の児童と1対1で話をする機会を設ける取組を行っている。
- ・そのような取組を通して、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」などの訴えを拾いながら、いじめの芽となる状態からしっかりと現状を把握し、児童が安心して生活できるよう対応を進めている。
- ・学校では、認知件数に含まれない様々な事案への対応が日常的に行われていると捉えている。

(委員)

- ・中学校においても、小学校と同じように、アンケート調査と教育相談の取組を行っている。特に、昨年度からのコロナ禍により、一層心のケアが重要であると北海道教育委員会や旭川市教育委員会から指導を受けており、教育相談以外でも、様子が気になる生徒については、担任が声をかけたり、個別に相談したりする機会を今までより増やしている。
- ・また、児童生徒が嫌な思いをしたときに、アンケートだけではなく、直接担任や学年の教職員に訴えることができるような雰囲気をこれからもつくっていかなければならない。併せて、教職員が児童生徒の様子に気付けるようアンテナを高くすることを常日頃心がけていかなければならない。

(会長)

- ・認知件数が少なくなっている傾向にあるが、コロナ禍ということもあって、子どもたちの関わりが少なくなっていることが原因として考えられるが、先生方の努力によるところもあると捉えられる。
- ・インターネットを通じたいじめの割合が増加傾向にあることが懸念されているということである。今後とも、学校・家庭・関係機関との連携が必要であり、本協議会においてこれまでも議論されているところである。

(委員)

- ・インターネットに関して、警察としては、各小・中学校において非行防止教室を実施し、各学校に赴いて話をしているところである。小学校の低学年の頃から、インターネットに触れている子どもが多いのが現状であり、具体的な事例を出して話をするようにしている。
- ・小学校であれば、保護者が主体的に子どもにスマートフォン等を与えていることが多く、スマートフォン等の危険性について保護者に実感してもらうようPTAを対象に話をすることもある。

(委員)

- ・スマートフォン等のペアレンタルコントロールなどについては、本市のPTA連合会においても話をしている。
- ・ペアレンタルコントロールしたから、あるいはスマートフォン等を使わせなかったから、インターネットを通じたいじめが発生しないということではなく、各家庭のスマートフォン等に関する携わり方など環境が子どもに影響を与えていると考える。スマートフォン等を有害サイトに接続できない状態を作り出すというのは、一つ的手段としてあってはいいのかもしれないが、保護者がインターネットにどのように接しているのかということ子どもと話すなどの携わり方が大事であり、子ども自身がコントロールしていけるよう環境を整えることが大切である。

(会長)

- ・学校や警察、PTAが行っている講習等に参加される保護者の方は既に意識が高く、家庭でも子どもと適切に関わっていることが多いが、参加していない家庭にこそお話を伝えなければならないという話を伺ったことがある。簡単ではないが、広い意味での社会包括的な取組を進めていくことが必要である。

## (2) 議題2 旭川市いじめ防止基本方針の見直しについて

※事務局から、旭川市いじめ防止基本方針の見直しについて説明

(会長)

- ・インターネットを通じたいじめの未然防止の取組として、保護者への啓発や関係機関との連携、情報モラル教育の充実が挙げられている。具体的な取組として、どのようなことを考えているか。

(事務局)

- ・インターネットを通じたいじめやトラブルは、学校外の時間で行われることが多く、機器を所持させることについては保護者の方の考えによるところが大きいため、保護者の方に正しい使用方法や、管理の在り方などについて、学校と家庭が協力しながら取組を進めていくことが必要であると考えているところであるが、その効果的な方法についても、委員の皆様からご意見をいただくことができれば、基本方針に反映してまいりたい。

(会長)

- ・見直しの視点として、学校から警察への積極的な情報提供が挙げられている。このことについて学校と警察それぞれの立場からご意見をいただきたい。

(委員)

- ・いじめ事案について、関係機関、特に警察とも連携する場面がますます増えていくと考えている。学校としては、警察をはじめ、児童相談所や子ども総合相談センター等の様々な関係機関と連携し、協力していじめ事案に対処することをぜひこれからも心がけていきたい。

(委員)

- ・警察の立場としても、学校と考え方は基本的に同じと考えている。いじめの防止はもとより、いじめが発生した際には、いじめを受けた子どもと保護者の立場に立った目線でどのように解決していくか。例えば、加害側の子どもと保護者に注意してほしいということであれば対応する。また、その後のフォローも重要である。一番大事なのは、学校に復帰し、普通どおり通えるようになることと考えており、それに向けてどのように働きかけていくかを考えながら対応しているところである。
- ・学校から警察への積極的な情報提供については、何かしら違法行為があったということであれ

ば、学校だけの対応は非常に難しいため、その場合には、まず一報いただき、どのように対応するのがいいのか相談しながら、進めていきたいと考えている。

(会長)

- ・1980年代以前ぐらいまで、いじめというのは学校内暴力のカテゴリであった。大変学校が荒れた時期であったが警察の方が介入することについては、誰が暴力に対応するかというところでせめぎ合いがあった時代だった。現代では、それは過去のことであり、教育において警察など関係機関が力を合わせて、取り組んでいくことが重要であると思っている。いじめという言葉で表現してよいのかということが起きているような場合もあると思う。一つ一つの事案にきめ細かい対応をしていくことが必要である。

(委員)

- ・関係機関の連携がますます重要になってきていると感じている。スクールカウンセラーとしても、以前に比べると、学校のメンバーとして、チームとしてやっていきたいと思いますという雰囲気でも連携が取りやすくなっており、学校の先生からも、私たちに声をかけやすくなってきていると思っている。しかし、まだまだ先生方の仕事の中で、スクールカウンセラーに相談していいものかどうなのかわからないと迷っておられて、チャンスを逃しているのではないかと感じることもある。
- ・連携が大事だと分かっているながらも、実際には連携しにくいハードルになっているところが共有できれば、学校を中心として、他の外部の機関で何ができるかということがもう少し見えてくるのではないか。学校としてこのようになったらいいという要望があれば伺って、こちらとしても、何ができるか考えたい。

(委員)

- ・スクールカウンセラーについては、数年前と比べると教職員の一人という形で勤務されていて、悩みを抱えている生徒からも待望されている。保護者も、子育てを含めて悩みを抱えられていることがあり、スクールカウンセラーには休む暇もなく対応していただいている。その中で、ちょっと気になる生徒については、担任や学年と連携していただいております。例えば学校に来られない生徒がスクールカウンセラーの勤務に合わせて登校できることがあるなど、非常に助けていただいている。
- ・警察との連携についても、近年、いじめの疑いがある事案について、保護者から被害届の提出を検討したいと申出があるケースが増えてきており、警察の方に入っている。学校がどのような対応をすべきかと悩む場合もあるため、そのような際に助言をいただけるような形で警察と連携できればさらに良いと感じており、そのような体制をとれば、さらに連携が深まると考える。

(委員)

- ・小学校は、市の複数のスクールカウンセラーの方たちが巡回してきていただいている形が主となっている。保護者に対して、ぜひ子育ての悩み等についてご相談くださいと啓発しているが、保護者にとってハードルが高い状況もあるように感じている。私は、保護者と面談したり、児童のことで家庭に連絡したりするときに、学校には教職員だけではなく、スクールカウンセラーもいるので、悩みがあればぜひ相談してみませんか働きかけ、スクールカウンセラーと保護者を繋ぐ役目を果たすよう担任によく話しており、保護者側のハードルを少し低くして結びつけられるようにする一つの手段と思っている。
- ・児童についても、担任と話す機会に、担任がスクールカウンセラーの役割を果たして接しながらも、なかなか児童の本音を引き出せないときに、「スクールカウンセラーの先生とちょっとお話してみない」と言って繋ぐということをしている。教師は、教育のプロであっても、心理の面では不得手な場合もあり、スクールカウンセラーに助けていただいているが、繋ぐ役割だけはしっかり果たすというところは意識している。

(委員)

- ・先日、PTA連合会の教育懇談会があったが、スクールカウンセラーの人数が少なすぎるので増やしてほしいという要望が大変多い。子どもたちは、人間関係をつくってからでないかと相談

できないが、月に1回の来校ではなかなか難しい。せっかくスクールカウンセラーに来てもらっている、関係性ができていないから問題点を伝えられない状況がある。最近の子どもたちは、校長室に行くことが多く、スクールカウンセラーよりも校長先生の方が子どもの様子の変化に気付きやすいことがある。校長先生は校長先生の仕事があるので、全てそこに時間を割くわけにはいかないため、子どもたちとスクールカウンセラーにも、そのような繋がりがほしい。

- ・教育懇談会では、教育委員会に対して、少なくとも1校に1人以上のスクールカウンセラーを配置してほしいという要望書を出している。子どももだが、保護者も共働きが多く、月に1回では予定が合わないことも多い。常時居ていただかないと相談の機会が作れないし、機会があったとしても、人間関係が築けていないため、保護者がスクールカウンセラーに悩みを明かすことが難しいという話を聞いている。

(委員)

- ・スクールソーシャルワーカーは、保護者からの相談が多いが、子どもにとっては、学校が一番の身近な存在であり、情報も多くもっていることから、相談のあった保護者には、学校とのつながりを大切にするよう促し、スクールカウンセラーへの相談を進めるようにしている。実際には、今日話したいがすぐに話せないということがあり、タイミングが合わないことが多い。スクールカウンセラーが一層機能するような仕組みになっていると、子どもも保護者もありがたいと思う。
- ・学校には相談に行けないが、子ども総合相談センターになら相談に行けるという保護者もあり、スクールソーシャルワーカーが心理士と共に子どもから話を聞くこともあるため、今後も学校と連携していきたい。

(委員)

- ・児童相談所としては、単独でいじめの相談を受けることはほぼないが、別の理由で一時保護したり、発達検査を行ったりする際に、いじめの相談を受けることがある。児童相談所だけでは対応できないこともあり、やはり連携が欠かせないと認識している。学校との直接の連携はもちろんのこと、要保護児童対策地域協議会において、警察など関係機関と連携する中で、役割分担して対応していきたい。児童相談所では、子どもの心理状態を把握し、保護者と連携して心のケアを進めたり、学校に情報提供して関わりをつくっていただいたりするなどの役割を果たしていきたい。

(委員)

- ・子ども本人からのいじめの訴えが少なく、保護者が把握する場合は結構多いということだが、保護者がいかに早く子どもの異変をキャッチできるかが大切だと感じている。子ども総合相談センターに相談に来られた保護者には、「お子さんにタブレット等を渡しっぱなしにするのではなく、お子さんの友達関係や、お子さんのインターネットをしている状況を把握するようにしてほしい。」と話すようにしている。友達が何人いるのか、学校で誰と遊んできたのかということなどを日常の会話から把握し、何かおかしいことがあれば、保護者が気付いて、学校や子ども総合相談センターに相談してくれれば、そこから関係機関に繋げることができることから、保護者の方に相談機関の窓口を改めて広く伝えていく必要がある。

(会長)

- ・なかなかこうすればというシンプルな方法はないと思うが、こういった情報交換を含めて、連携を深めていくというのが地道ではあるけれど、一番大事であると改めて思ったところである。
- ・もう一つ見直しの視点として、この法務の専門家への相談体制が挙げられているが、法務局の立場からご意見をいただきたい。

(委員)

- ・法務局は地域の行政機関であるため、法務の専門家ではないが、人権擁護機関として、相談を受けた際には助言をさせていただいており、相談の中には、相手の行為により嫌な思いをしていると聞くこともあるため、いじめを把握した際には、学校や関係機関と連携して速やかに対応させていただきたい。

(委員)

- ・人権擁護委員会では、いじめを発見するためのツールとして、電話相談を行うとともに、SO S ミニレターを市内小中学校の全児童生徒に渡している。また、5年生の全児童に、何かあったときに電話相談できるよう人権カードを配付している。さらに、人権を守る取組として、小学校において、いじめに関する人権教室を開くとともに、小・中学校において、インターネットに関する講座を開いている。ここ数年は、デートDVに関する講座も行っている。
- ・私は、今年の春、中学生の祖母から、孫の様子が気になると相談を受けたため、いじめ防止基本方針14ページのチェックシートを基に状況を確認すると、食欲がない、夜中に何度も起きるなどいくつかの項目に当てはまっており、学校に相談するよう促したことがある。後日、保護者から担任に相談したところ、担任が素早く対応し、いじめの初期段階で解決したという話を聞いた。やはり、家族、保護者が子どもを見つめ、変化に速やかに気づき、学校と連携して対応することが大切である。

(会長)

- ・昔から言われていることだが、親にこそ、いじめられていることを話せなかったり、先生にこそ、いじめられていることを知られたくないと思っていたりする子どももいるようである。子どもは、親や先生にだからこそ、見せない側面があるということも考えなければならない。そういう意味で、あらゆる社会の方がそれぞれの視点から見るということ、子どもたちからのいろんなアクセスポイントがあるということが大切である。子どもが誰に相談するか、選択することができ、かつアクセスしやすい体制をつくることや、相談された情報を共有し、関係機関が有機的に連携する必要性が今後さらに求められるということを実際の議論で改めて認識した。

(委員)

- ・先ほど紹介したケースでは、祖母が何度も、「学校で何かあるのかい。」「いじめを受けているのかい。」と聞いても、「そんなことはないよ。」と言ったそうである。しかし、チェックシートの項目にあるように、心の面が生活の中で現れているところに祖母が気付いたということが素晴らしい。そういうふうに我々大人が、ちょっと注意して子どもの様子を見るのが大事だと私は考えている。

(会長)

- ・本当におっしゃる通りだと思う。そういう意味でも、普段見ている視点とは違った視点をもってチェックシートを活用するというのも非常に重要であり、実際それで防ぐことができていることというのはたくさんあると考える。先生方や保護者の方々、地域の方々の努力で救われている子どもがたくさんいるということについても、しっかり認識しなければならないことだと思っている。

### 3 議題3 各機関等の取組について

※事務局から、「生活・学習A c tサミット」について説明

(会長)

- ・「生活・学習A c tサミット」の場で代表の生徒により行われている議論を、各学校に持ち帰ってただ報告するのではなく、全校の生徒で議論するなどして、考えてもらい、広く浸透させる取組を今後期待したい。

(委員)

- ・本校では、いじめといじりの違いとはなんだろうという動画を生徒会が作成し、全校生徒に投げかけて、それについて考えさせる取組を行っている。生徒たちがいじめを自分ごととして捉えることが大切であり、各学校において行っていると思うが、これからもより一層充実を図ることが重要であると考えている。

(会長)

- ・おそらく、いじめだと思っていじめている子どもはほとんどいないと思う。これはハラスメントをやってやろうと思ってしている大人がほとんどいないのと同じことである。その場合、それはいじめだということをただ私達大人が教えるだけでなく、子どもたち自身に考えて気付い

てもらおうということが必要である。

(委員)

- ・学校だけではなく、多くの大人がいると、やはり同様のことが起きてしまう。いじめをどうやってなくすかということを考えなければならない。ウィリアムグラッサーが提唱された選択理論心理学においては、人には、五つの基本的欲求があり、それらが阻害されることによって問題行動が発生するという考え方がある。例えば、人は誰もが隣の人と同じ考え方を持っていると思いがちで、自分の正義をついつい押し付けてしまうけれども、押し付けられた方が耐えられず、基本的欲求が阻害されることにより、それに対する反動がいじめになることがある。そういったことを勉強する場をつくることを求めたいし、PTAとしてそういう取組を進めていきたい。

(委員)

- ・教育委員会としては、委員の皆様からいろいろなご意見をいただき、いじめの対応に当たっては、学校と教育委員会だけではなくて、関係機関の力を借りながら、未然防止も含めて、いじめの早期発見、早期解消の取組を進めていくことが重要だということについて改めて認識をしたところである。
- ・いじめの事案については、学校が学校の中だけで対応しようとするのがないよう、事案の状況によって、警察、PTA、子ども総合相談センター等との連携を働きかけるなどして、教育委員会が関係機関のコーディネーター的な役割を行ってきたが、その役割がなお一層重要になると感じている。
- ・先ほど心理の専門家による相談体制の充実の話も出ていたが、学校やPTA 連合会からもスクールカウンセラーの増員について要望が出ている。なかなか人材確保が難しいところではあるが、来年度は今よりも多く相談できるような体制を検討しているところである。
- ・法務の専門家への相談体制については、なかなか学校だけ、教育委員会だけでは対応できない、専門家のアドバイスが必要な事案もいじめに関わらず発生しており、いわゆるスクールロイヤーの立場の方から、学校や教育委員会への法律の観点からの指導助言等を受けることのできる体制について検討している。
- ・インターネットを通じたいじめの未然防止について話があった。まずは家庭で子どもと保護者が情報の適切な取扱い方についてよく話をすることや、併せて、警察等の専門家から危険性などについて話をさせていただくことの両面が大切であると思っている。この4月から、国のGIGAスクール構想により、本市においても子どもたちに1人1台のタブレット端末を持たせて、ICTを活用した教育を進めているところである。情報モラル教育の充実がますます求められており、その指導方法については今後も各学校に情報提供していきたい。

(会長)

- ・子どもたちが安心して学習できる環境を守るために、スクールロイヤーの存在は今後ますます重要となる。

#### 4 議題4 その他

※教育委員会から、学校における携帯電話の取り扱い等について情報提供